

(別表1)

事業継続力強化支援計画

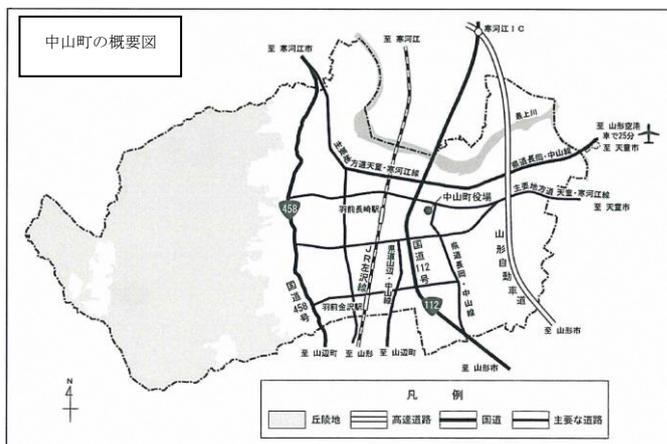
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の地理的特徴等)

中山町は、山形県の中央部に位置し、県都山形市をはじめ、天童市、寒河江市に隣接する都市郊外の生活拠点のまちである。鉄道や国道、主要地方道等が東西・南北に通って県内各地と結ばれている。更に、山形自動車道インターチェンジや山形空港など、県外から県内への出入り口となる広域交通アクセス条件にも恵まれている。このことは、県都に隣接する本町が、全県的な交流・物流拠点機能の一部を山形市とともに担うことができることを示している。



本町の河川には、最上川と最上川水系である須川の2つの一級河川があり、最上川は町北部を、須川は町東部を流れている。また、出羽丘陵を源とする新堀川、石子沢川、不動沢川等の小河川が最上川や須川に流入している。

本町はこれまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、過去一番に被害額が大きかった、昭和51年8月5日から県内に降りだした雨は、庄内、最上、村山、置賜地方と南下し、県内一円に及んだ。中山町の降雨量は200mmを記録した。このため石子沢川、不動沢川、最上堰等が増水氾濫し堤防や護岸の決壊等が相次ぎ、町内いたるところで家屋の浸水、農作物の冠浸水、道路の損壊等が続出した。山ろくの豊田地区の被害が大きく、短時間での異常な降雨のため道路はみな雨水の川と化し、土砂とともに激しい勢いで流れたため路面の損壊は甚大であった。近年では、令和2年7月28日から29日にかけて、記録的な雨量が観測された。7月28日から断続的に発生した雨の結果、中山町では避難指示が発令、最上川支流で内水氾濫が生じ、内水面上昇による浸水被害が生じた。町内の被害状況等については下記のとおり。

被害状況	件数等
人的被害	なし
建物被害	床上浸水 17 戸(住家)、1 戸(非住家)、床下浸水 122 戸(住家) 9 戸(非住家)
農作物被害	42.2ha

農道路肩、法面崩落	10 件
農地崩落等	13 件
用水路被災	1 件
町道被害	17 ケ所 (法面崩落 12 ケ所 道路欠損 2 ケ所 土砂流入 3 ケ所)
石子沢川破損	8 ケ所
最上川中山緑地冠水	テニスコート、グラウンド、公園、グラウンドゴルフ場など

また、本町の地形は、町の西部の出羽丘陵から西東に流れる最上川と南北に流れるその支流の須川に向かって傾斜をなしている。堆積層は、最上川、須川の複合三角州で現代川床の水準に近い最低河段を成す地層であって、砂れきを主要堆積物としているが、沖積層の中心部の地質は湖水が乾き固まった部分と砂れきとによって多彩な堆積を起こした泥炭地帯が発達している。また、沖積層と洪積層は、共に含水比が高く地盤の軟弱なところがある。気象は内陸型気候をあらわし、年間の平均気温は、12℃前後である。ここ5年間の平均降水量は 1,199.5mm である。春先の南風による空気の乾燥や、梅雨時・盛夏時及び台風時の大雨、冬期間の季節風と大雪がときおり観測される。

年次	平均気温 ℃	降水日数 (1mm以上) 日	降水量 mm	降雪日数 日	平均湿度 %	日照時間 時間
平成 24 年	11.8	129	991.5	113	74	1,663.8
平成 25 年	11.9	143	1,347.0	97	74	1,696.0
平成 26 年	11.8	146	1,336.5	97	73	1,736.9
平成 27 年	12.7	131	1,027.0	74	71	1,744.2
平成 28 年	12.7	129	1,243.5	80	71	1,683.3
平成 29 年	11.9	149	1,341.5	99	74	1,556.4
平成 30 年	12.6	137	1,124.0	89	75	1,765.0
令和 元年	12.8	131	1,261.5	81	73	1,789.8

※日照時間は回転式日照計による。(平成23年8月4日以前は太陽追尾式)
※降雪日数は当年1月～12月である。

観測場所：山形地方気象台

年次	長期積雪期間(根雪)		積雪		最深積雪	霧	
	初日	終日	初日	終日		初日	終日
平成 23～24 年	23.12.16	24.03.28	23.12.09	24.04.08	24.02.04 97 cm	23.11.10	24.04.16
平成 24～25 年	24.12.23	25.03.14	24.11.27	25.04.21	25.02.24 72 cm	24.10.30	25.04.23
平成 25～26 年	25.12.12	26.03.22	25.11.12	26.03.22	26.02.16 54 cm	25.11.09	26.04.24
平成 26～27 年	26.12.13	27.03.06	26.12.02	27.03.24	27.02.15 52 cm	26.11.05	27.04.22
平成 27～28 年	28.01.10	28.02.18	27.12.27	28.03.25	28.01.25 38 cm	27.11.12	28.04.20
平成 28～29 年	29.01.09	29.03.04	28.12.07	29.03.27	29.01.16 53 cm	28.10.31	29.04.24
平成 29～30 年	29.12.11	30.03.10	29.11.19	30.03.22	30.02.12 54 cm	29.11.06	30.04.17
平成 30～31 年	30.12.27	31.02.20	30.12.08	31.04.11	30.12.30 53 cm	30.11.04	31.04.23

観測場所：山形地方気象台

“数字で見るなかやま 令和元年版”・中山町総務広報課

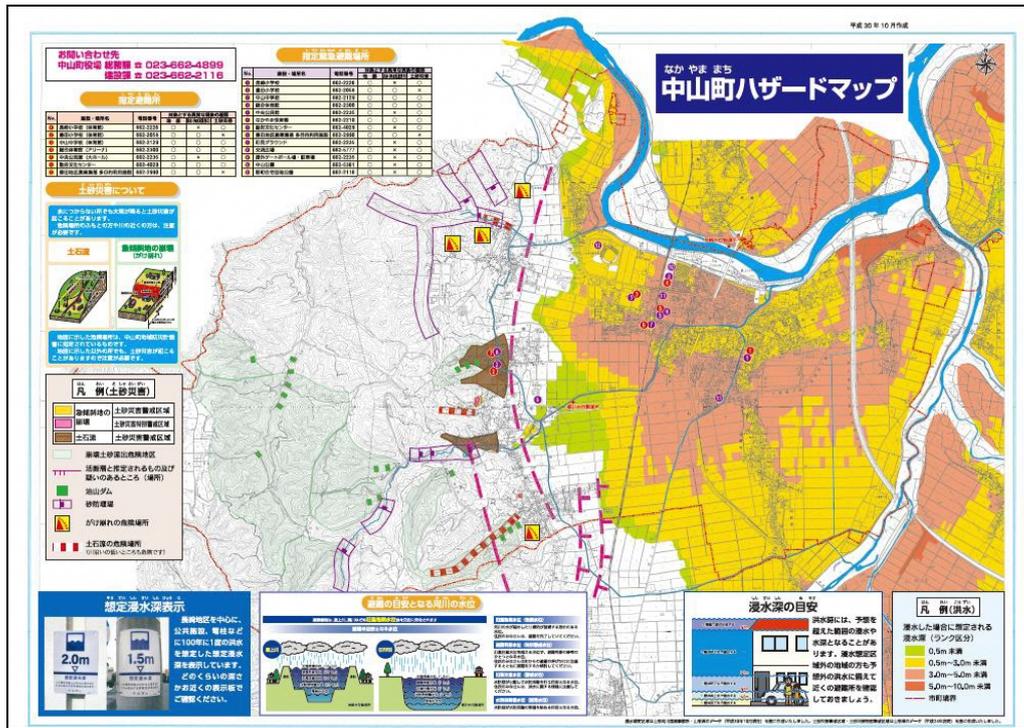
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、3～5mの浸水が想定されているほか、市街地の商業地区の 60%を超える範囲で 3m以上の浸水が想定されている。

また、製造業の多くが立地する中原工業団地及びなかやま西部工業団地において、最大で3mの浸水被害が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

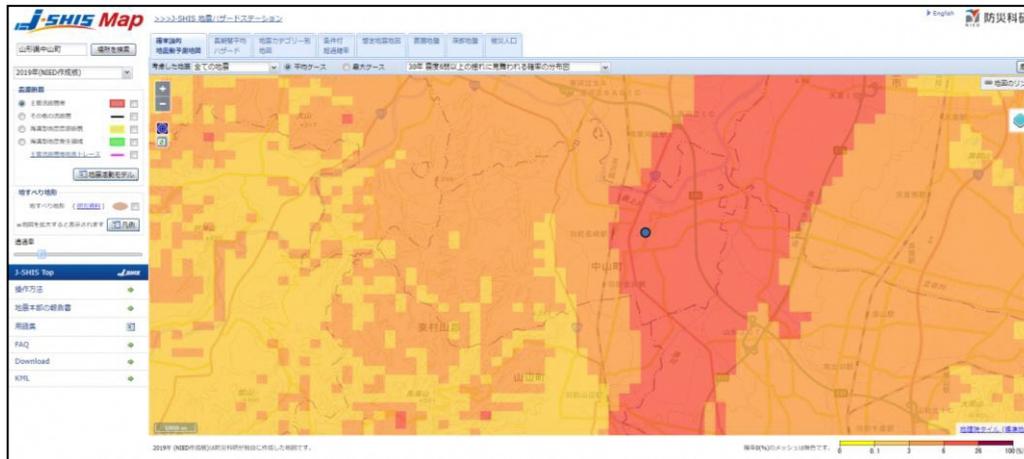
当町のハザードマップによると、山間の豊田地区一帯は、土石流等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。



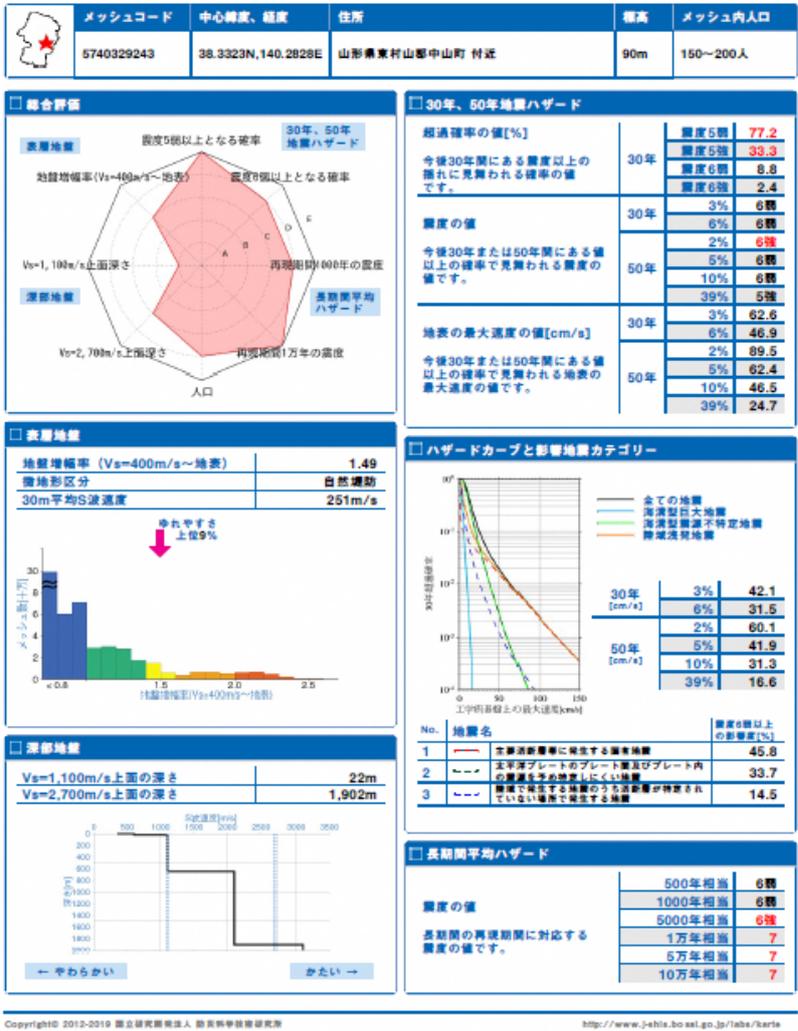
“中山町ハザードマップ. 平成 30 年 10 月作成”. 中山町総務広報課

(地震 J-SHIS)

地震ハザードステーションの確率的地震動予測地図及び地震ハザードカルテ 2019 年基準によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 10%以上の確率で発生するとされている。



“確率的地震動予測地図. 2019 年(NIED 作成版)”. J-SHIS 地震ハザードステーション



“地震ハザードカルテ 2019年基準” . J-SHIS 地震ハザードステーション

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により多方面において重大な影響を与えるおそれがある。

当町内の感染者数は1名（令和3年1月31日現在）にとどまっているが、町民は企業活動をはじめとして町外との往来も多分にあることから、町外で感染が拡大すれば、当町内においても感染が拡大し、多くの町民の生命や健康及び経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 351人
- ・ 小規模事業者数 290人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農林業	6	5	町内に広く分散している
建設業	54	53	町内に広く分散している
製造業	50	44	町内各地に点在しているが、主に工業団地（中原工業団地、なかやま西部工業団地）に立地している
情報通信業	2	2	町内に広く分散している
運輸業、郵便業	13	8	町内に広く分散している
卸売業、小売業	95	68	町内に広く分散している
金融業、保険業	8	8	町内に広く分散している
不動産業、物品貸借業	8	6	町内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	11	10	町内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	26	18	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	42	40	町内に広く分散している
教育、学習支援業	3	3	町内に広く分散している
医療、福祉	9	8	町内に広く分散している
複合サービス事業	2	0	町内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	22	17	町内に広く分散している
合計	351	290	

“平成 28 年経済センサス-活動調査における小規模事業者等について”、山形県商工労働部

（3）これまでの取組

1）当町の取組

- ・中山町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・中山町新型コロナウイルス感染症対策本部での行動計画の策定

2）当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況把握

II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりと考える。

（1）事業所BCPの策定が進んでいない

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業所BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) マンパワー不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。日頃の巡回・窓口相談においては通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援も行っており、マンパワー不足もあり事業所の防災対策まで手が回らず進んでいない現状がある。

(3) 感染症への対策が不十分

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であると考えるが、浸透されているとはいえない状況もある。

Ⅲ 目標

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。また、発災後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症対策・施策の周知

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・策定中である「中山町商工会の事業継続計画」と「新型コロナウイルス職員感染時の商工会全面閉鎖時運営体制」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・管内小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP(簡易的計画含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害

- 保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。
- ・会報「商工なかやま」や町広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年12月に事業継続計画を策定済み。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・中山町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8.1の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定関係機関へ連絡する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中山町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

1) 安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	内容
中山町産業振興課	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認

中山町商工会	○職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認 ○三役：3 時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2 日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認
--------	---

2) 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口		報告先
	第 1 順位	第 2 順位	
中山町産業振興課	課長	統括	災害対策本部等
中山町商工会	事務局長	経営指導員	山形県商工会連合会

3) 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

4) 中山町と中山町商工会における被害情報等の共有間隔

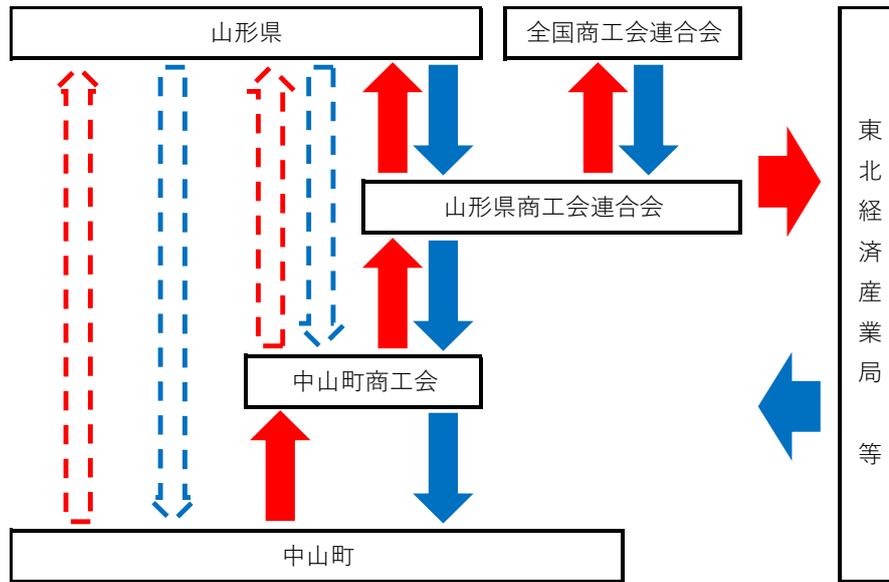
期間	情報共有する間隔
発災後～3 日間	1 日に 2 回共有する
3 日間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に

行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、当会又は当町より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、商工会商工会災害状況報告システムを活用し、山形県商工会連合会を通して山形県へ報告する。
- ・被害状況等については商工会商工会災害状況報告システムを活用し、山形県商工会連合会を通して全国商工会連合会へ情報の共有を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

当会は、町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発生直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	

3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求 手続き等)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相談 による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ等により、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

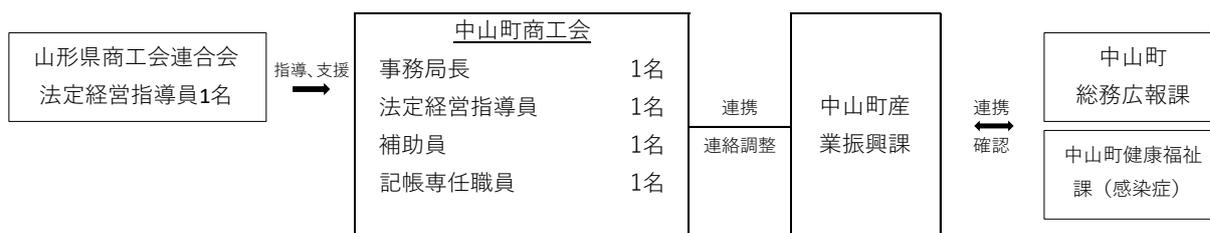
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 工藤誠治(連絡先は後述(3)①1参照)

経営指導員 大木学(連絡先は後述(3)①2参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

1. 山形県商工会連合会

〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階

TEL: 023-646-7211 / FAX: 023-646-7216

E-mail: kenren@shokokai-yamagata.or.jp

2. 中山町商工会

〒990-0401 山形県東村山郡中山町大字長崎8039

TEL: 023-662-2207 / FAX: 023-662-2073

E-mail: nakayama@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

中山町 産業振興課

〒990-0401 山形県東村山郡中山町大字長崎120

TEL: 023-662-2114 / FAX: 023-662-5950

E-mail: sangyou@town.nakayama.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	100
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	100
・ 防災、感染症対策費	300	300	300	300	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、中山町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等